

## ○農地転用等の許可申請（農地法第4条、第5条）に必要な書類一覧

【注意事項】			
(1) 非農家住宅の敷地面積はおおむね 500 m <sup>2</sup> 以内で、建ぺい率は 22%以上であること。 (2) 農家住宅の敷地面積はおおむね 1,000 m <sup>2</sup> 以内であること。			
順	書類の名称	書類の要否	チェック
事業に関わらず共通の書類			
1	許可申請書（表・裏）		
	農地転用許可申請書	自己の所有等に係る農地を転用しようとする場合（農地法第4条）に使用する。	
	農地等の転用のための権利移動許可申請書	農地等を転用するために農地等の権利を取得しようとする場合（農地法第5条）に使用する。	
2	土地の登記事項証明書（全部事項証明書）	締め切り日から起算して3ヶ月以内のもの 相続が発生している場合は、相続登記を済ませておくこと。	
3	住民票 または 戸籍の附票	申請者の住所が土地登記簿上の住所と異なる場合に、登記上の住所から現在の住所までの移動がわかるものを添付する。 （締め切り日から起算して3ヶ月以内のもの）	
4	位置図（縮尺 1/10,000～1/50,000）	申請地を緑色で塗ること	
5	付近見取図（住宅地図等）	申請地を緑色で、排水経路を水色で矢印すること	
6	公図の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請地を緑色、一体利用地は黄色で塗り、所有者・地目・地積及び隣接する土地の所有者・地目・地積を書くこと。</li> <li>・赤線・道路は赤色、青線・水路は青色、溜池・提塘敷は茶色で塗ること。</li> <li>・縮尺、方位、いつ誰が、山口地方法務局で謄写したか記入すること。</li> <li>・締め切り日から起算して3ヶ月以内の謄写のもの。</li> </ul>	
7	地積測量図	1筆の土地の一部を転用する場合に添付する。	
事業計画書			
8	（その1）自己用住宅又は農業関係施設用	自己用住宅（農家住宅を含む。）、農道、農業用水路、農業用倉庫等に係る転用の場合に使用する。	
	（その2）宅地分譲又は建売住宅用	宅地分譲又は建売住宅に係る転用の場合に使用する。	
	（その3）資材置場用	資材、器材等の置場（貸資材置場を含む。）、土砂の仮置場等に係る転用の場合に使用する。	
	（その4）その他事業用	太陽光発電設備等、共同住宅、店舗、事業所、工場その他の施設、駐車場、展示場その他の広場又は植林に係る転用の場合に使用する。 ※貸資材置場の場合は、それを借りて使用する者の事業計画が必要。	
9	土地利用計画図・排水計画図	平面図等に排水計画を記入して添付する。 合併浄化槽等記入の上、排水経路を青色で矢印する。 既存施設がある場合は、その建築面積を記入する。	

順	書類の名称	書類の要否	チェック
10	施設計画図	新たに建築物を建設する場合に、平面図、立面図等を添付する。 間取り及び建物面積が記入されているもの	
11-1	資金計画書	浄化槽・登記代等必要経費部分は記入すること。 (自己資金+借入金合計≧事業に要する経費合計)	
11-2	借入金に係る融資証明書 及び金融機関以外の融資者に係る残高 証明書	締め切り日から起算して3ヶ月以内発行の融資証明・残高証明、 住宅金融公庫等公的機関は、融資申込書の写し	
12	被害防除計画書	詳しく記入すること。 隣接農地所有者、水利権者へ説明が済んでいること。	
13	売買、売買予約等の契約書の写し、土地 使用承諾書の写し等	非農地の権利を取得して申請地と一体利用する場合に添付す る。	
14	所有者、耕作者等の同意書	申請地について申請者の他に所有権、賃借権その他の使用収 益権を有する者がいる場合に添付する。	
15	共有者等の同意書	共有者又は相続関係人のうちの1名が代表して申請する場 合に添付する。ただし、権利の設定又は移転を伴う場合は、同 意書によらず、共有者全員の連署による申請とする。	
16	委任状	行政書士代理申請の場合に添付する。	
17	成年後見登記事項証明書	成年後見人が代理申請する場合に添付する。	
18	水理計算書	転用面積が3,000㎡以上であって、雨水が直接農業用排水 路に放流される場合に添付する。ただし、都市計画法に基づ く開発許可等において審査が行われる場合及び植林の場合を 除く。	
19	法人の登記事項証明書	法人による申請の場合に添付する。	
20	法人の定款	法人による申請の場合に添付する。	
21	役員会の議事録の写し	申請に係る事業が定款等に定められた目的又は業務以外のも のである場合に、事業実施等の意思決定に係る議事録の写し を添付する。	
22	団体の議決機関の議事録の写し	申請者が権利能力なき社団（自治会等）である場合に、事業 実施等の意思決定に係る議事録の写しを添付する。	
23	相続関係説明図	登記簿上の所有者の相続関係人が申請する場合に添付する。	
24	戸籍謄本、除籍謄本、戸籍の附票	ア 相続登記が未了であって、登記簿上の所有者の相続関係 人が申請する場合に添付する。 イ 親権者が代理申請する場合に添付する。	
25	相続放棄証明書、相続放棄申述受理謄本 又は遺産分割協議書の写し	登記簿上の所有者の相続関係人のうちの1人が申請する場 合に、その者に所有権があることを証するために添付する。	

順	書類の名称	書類の要否	チェック
事業計画によっては別途必要となる書類			
26	原状回復誓約書	一時的な転用の場合に添付する。	
27	代替地検討表	2種農地で太陽光発電設備を目的とした転用申請の場合に添付する。 なお、申請地を除く3筆以上で検討したものであること。	
28	再生可能エネルギー発電事業計画の認定書類の写し	太陽光発電設備を目的とした転用申請の場合に添付する。	
29	系統連系に係る契約書類の写し	太陽光発電設備を目的とした転用申請の場合に添付する。	
30	ソーラーパネル及びパワーコンディショナの仕様書	太陽光発電設備を目的とした転用申請の場合に添付する。	
31	宅地建物取引業者免許証の写し	宅地分譲または建売住宅を目的とした転用申請の場合に添付する。	
32	貸駐車場借受申込書	貸駐車場として転用する場合に添付する。	
33	雇用計画書又は雇用協定書の写し	省令第33条第2号の農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設の場合に添付する。	
34	一時利用地指定通知書の写し	土地改良法に基づく換地処分の前に申請する場合に添付する。	
35	異種目換地事前指定地としての指定通知書の写し	土地改良法第53条の2の規定による異種目換地の指定を受けている場合に添付する。	
36	換地計画についての確約書	土地改良法に基づく換地処分の前に申請する場合に添付する。	
37	用途適合証明書	土地改良事業計画で定められた用途に従って転用する場合に添付する。	
38	創設換地計画適合証明書	創設換地予定地について土地改良事業計画で定められた用途に従って転用する場合に添付する。	
39	仮換地指定通知書の写し	土地区画整理法に基づく換地処分前に転用する場合に添付する。	
関係機関等の意見書、その他			
40	水利関係者の意見書	単独浄化槽からの排水又は生活雑排水が未処理で直接農業用排水路に放流される場合に添付する。	
41	土地改良区の意見書	申請地が土地改良区の地区内である場合に添付する。ただし、意見を求めた日から30日を経過しても回答を得られない場合は、その事由を記載した書面を添付する。	
42	許可申請書等の写し	都市計画法に基づく開発行為の許可等、転用事業の実施につき行政庁の許認可を要する場合に添付する。	

※上記以外にも、委員会が必要と判断した書類を求める場合があります。